

御坊税務署からのお知らせ

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和3年4月15日(木)まで延長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間(令和3年2月16日～3月15日)と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長することとなりました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、右記のとおり延長することとなりました。

○申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	3月15日(月)	4月15日(木)
個人事業者の消費税	3月31日(水)	
贈与税	3月15日(月)	

○振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	4月19日(月)	5月31日(月)
個人事業者の消費税	4月23日(金)	5月24日(月)

確定申告会場にお越しになる方へ ～感染リスク軽減のための対応～

【確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です】

令和2年分確定申告については、確定申告会場の混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。

入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

【確定申告会場における感染防止対策について ～確定申告会場にお越しになる方へのお願い～】

●入場時の検温の実施

確定申告会場への入場時に検温を実施します。

37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した時には入場をお断りさせていただきます。

発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせず、後日あらためて来場していただくようお願いします。

●マスクの着用、手指消毒のお願い

会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等で手指消毒をお願いします。

●少人数での来場

会場には、申告される方おひとりでお越しください。

介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

※会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンなどの筆記用具や計算器具をご持参ください。



御坊税務署の確定申告会場について

●御坊税務署内の確定申告会場の開設期間は、

令和3年2月16日(火)から4月15日(木)です(閉庁日を除く)。

●相談受付時間は、9時から16時までです(入場整理券の配布状況により早めに相談受付を終了します)。

【お問い合わせ先】 御坊税務署 〒644-0002 御坊市藪430-3 (☎0738・22・0695〔代表〕)

※上記代表番号におかけいただくと、自動音声によりご案内していますので、アナウンスに従い操作してください。

マイナンバーカードをお持ちでない方へ
QRコード付き交付申請書を送付中!

マイナンバーカードで 
マイナポイント



お家でスマホで
カンタン申請!

2021年3月までに

マイナンバーカードを
申請すると

マイナポイントがもらえる!

お好きな
キャッシュレス
決済で使える!

上限 **5,000円** 相当

付与率
25%

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、マイナポイントの申込みを行い、
選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があり、
2万円の利用で上限5,000円分のポイントがもらえます。

 総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

 内閣府

詳しくは または

